

健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和7年度当初予算案の総額は、一般会計1,411億9,479万3千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計4億6,864万2千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計45億9,224万4千円、国民健康保険特別会計1,757億9,252万6千円、総合リハビリテーション事業会計18億7,727万9千円であります。

健康福祉部では、これまで、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」が掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標の実現のため、「信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各種計画に基づく施策に、全力で取り組んでまいりました。

令和7年度は、3年目を迎える「しあわせ信州創造プラン3.0」のほか、2年目を迎える「第3期信州保健医療総合計画」、「第9期長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン2024」等を着実に推進するため、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「デジタル化の急速な進展への対応」といった課題に対して、保健・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「適切な医療・介護提供体制の整備と人材確保」、「社会全体での健康づくり・疾病対策の推進」、「県民生活の安全・安心の確保」、「誰もが自分らしく活躍できる環境の整備」に重点的に取り組んでまいります。

また、県民会議で策定された信州未来共創戦略に基づき、「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」の観点から、妊娠、出産を望む方への支援の充実に努めていくほか、「変革期を乗り越える経営等の革新」の観点からは、医療・介護

分野における職場環境や労働環境の改善等に向けた取組を進めてまいります。

以下、令和7年度の主な施策につきまして、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の政策の柱に沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

総合5か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「災害に強い県づくりを推進する」こと、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、医療・福祉人材の確保、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

(逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進)

はじめに、逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進についてでございます。

災害時の個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされておりますが、日常生活等を営むために人工呼吸器による呼吸管理などが恒常的に必要な医療的ケア児等につきましては、医療職と連携して個別避難計画を作成することが必要であることを踏まえ、引き続き、市町村が医療的ケア児等の個別避難計画を作成する際の医療専門職への謝金等を助成し、計画作成と医療的ケア児等の適切な避難行動を支援いたします。

(信州ACE（エース）プロジェクトと疾病予防の推進)

県民の健康づくりを推進するため、市町村や保険者、企業等と連携し、県民が一体となって健康長寿を目指す「信州ACE（エース）プロジェクト」に取り組んでまいります。

県民の生活の質の向上と、医療・介護費の適正化を念頭に置き、減塩や野菜摂取の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開するとともに、保健・医療・介護データの分析や情報提供により、市町村等の保健活動を支援するほか、ライフステージに応じた課題にも取り組んでまいります。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用した企業対抗ウォーキングや、令和6年度に改定した長野県版身体活動ガイドを活用した運動習慣定着のための普及啓発を実施するとともに、健康に配慮した食事を選択できる環境づくりを企業や関係団体と連携して取り組み、運動習慣の定着・食生活の改善を促します。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村や企業へ派遣し、要介護などの危険性が高まる転倒防止や、予防に携わる関係者の知識・技術の向上を目指した研修会の開催等、フレイル予防の取組を支援いたします。

また、歯科口腔保健につきましては、県内の小学校・中学校・高等学校へ歯科専門職を紹介し、仕事の概要や魅力をPRするとともに、大学生等に歯科検診を実施し、受診機会の拡充を図るなど、全身の健康づくりと一体化した取組を推進してまいります。

市町村国保においては、被保険者の高齢化や被保険者数の減少等により、一人当たり医療費の増加が避けられません。各市町村の健康指標データの相関関係帳票の作成・提供を通じ、市町村に効果的な保健事業実施を促す取組等を推進してまいります。

(医療・介護提供体制の充実)

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

今後の人口減少等の進展を踏まえ、医療提供体制の「グランドデザイン」に基づく医療機関間の更なる役割分担と連携を推進するため、救急医療体制等の地域課題に着目したデータ分析や、病院間連携の強化に取り組む病院への支援に加え、県民の適切な受療行動を関係者一丸となって促進するなど、引き続きグランドデザインの実現に向けて取り組んでまいります。

また、摂食障がい医療提供体制の整備につきましては、摂食障がいで困っている方を早期治療に繋げて社会復帰の促進が図られるよう、「摂食障がい支援拠点病院」を指定してコーディネーターによる適切な相談支援を行うとともに、必要な医療を受けることができる医療機関へ橋渡しできるよう、摂食障がい患者を受け入れた医療機関に対する財政支援を行いつつ医療提供ネットワークの構築に取り組んでまいります。

新興感染症対策につきましては、新興感染症の発生時に必要な検査が迅速かつ的確に実施できる体制を維持・強化するため、環境保全研究所等に新たな検査機器を導入するとともに、老朽化した検査機器を更新いたします。

また、新興感染症発生時には、医療機関における個人防護具の需要増加が予想されることから、医療提供体制を維持するため、県において平時から備蓄を行い必要な時に供給できる体制を構築いたします。

地方独立行政法人長野県立病院機構につきましては、これまで本県の地域医療や高度・専門医療等に貢献してきた一方、近年、厳しい経営状況にあることから、令和7年度から始まる第4期中期計画には、県の示した第4期中期目標を受け、各病院の役割の具現化と経営基盤の強化を図る具体的な取組が盛り込まれました。この計画が着実に推進されるよう、県立病院機構と連携して取り組むことにより、質が高く効率的な医療を持続的かつ安定的に提供してまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の深化・推進を、「第9期長野県高齢者プラン」の重点施策に位置付けているところですが、昨年12月に策定された政府の「認知症施策推進基本計画」で打ち出された「新しい認知症観」の理解促進も含め、市町村とともに取り組んでまいります。

さらに、令和7年度は高齢者プランの中間年度となることから、介護需要の高まる85歳以上人口がピークとなる2040年を見据え、計画的に特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、地域密着型サービスを展開するための起業セミナーの開催やアドバイザーの派遣、有料老人ホーム等の介護保険施設以外の多様な住まいを含めたサービス提供体制の整備と質の確保に取り組んでまいります。

また、令和9年度を始期とする次期高齢者プランの策定に当たっては、実態調査を行い取組の成果を把握することで、地域包括ケア体制の「見える化」を推進してまいります。

(医療・福祉人材の確保)

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、医師無料職業紹介や研究資金の貸与等により、即戦力となる医師の確保に取り組むほか、大学医学部の地域枠の学生分を含めた修学資金貸与事業の拡大や、貸与を受けた医学生に対するキャリア形成支援の充実等により、将来の地域医療を担う医師の養成・確保に努めてまいります。

また、医師の働き方改革につきましては、特定労務管理対象機関の指定を受けた病院が取り組む勤務環境改善への支援等により、着実に推進してまいります。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所への運営費補助や、長野県看護大学の教育ICT環境の整備等により、新規養成に向けた取組を一層推進してまいります。

また、特定行為研修の受講に対する支援等による資質向上、ナースセンターによる研修や就労相談会等を通じた再就業の促進にも努めてまいります。

介護職員の確保につきましては、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸与や、資格取得から入職までの一体的支援を実施するとともに、介護分野における外国人材の更なる活用を進めるため、事業者向けセミナーの開催や、介護福祉士を目指す留学生へ奨学金を支給する事業者を支援するなど、総合的な人材確保対策に取り組んでまいります。

また、介護サービスの質の向上や介護職員の負担軽減などに資する、介護テクノロジーの導入・定着を支援し、介護現場の環境改善や生産性向上を推進してまいります。

薬剤師の確保につきましては、潜在有資格者への復職・就業説明会や、中高生等を対象とした説明会を開催するほか、特に不足している病院に勤務する薬剤師に対しては、奨学金の返還助成を実施するなど、県内への就業促進、必要な薬剤師の確保に努めてまいります。

(食品・医薬品等の安全対策の推進)

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を行っていただくよう助言・指導を行い、県内で製造・加工される食品

の安全性を高め、県民の食生活の更なる向上を図ってまいります。

また、薬局や医薬品の販売業者等への監視指導と、医薬品製造業者等に対する適切な製造・品質管理の調査・助言を行うとともに、研修会等により薬局薬剤師の資質向上を図り、かかりつけ薬局の機能の向上を推進してまいります。

旅館業無許可営業者への対策につきましては、新たな取組として、外部委託によるネット監視や保健所指導時の通訳派遣により、監視・指導体制を強化することで、宿泊税導入に向けた税負担の公平性の確保や宿泊施設の衛生環境保全に努めてまいります。

（自殺対策の推進）

次に、自殺対策の推進についてでございます。

1月に公表された警察庁の自殺統計（暫定値）によると、令和6年における本県の自殺者数は344名、自殺死亡率は17.2と、それぞれ前年より減少しましたが、急減な社会情勢の変化、長期化する物価高騰などにより、自殺者の増加が危惧される状況であることに変わりはありません。

このため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、関係部局や市町村、関係機関等と連携して、各種施策を展開してまいります。

特に、この計画の重点施策に位置付けた、環境の変化の影響を受け易いと考えられる子ども・若者への対策を強化し、20歳未満の自殺ゼロを目指します。

子どもたちの生きることに對する促進要因の向上や、自殺リスクの抑制に向け、全国に先駆けて展開している「子どもの自殺危機対応チーム」による支援のほか、子どもの潜在的自殺リスクを可視化するツールの活用に取り組み、「誰も

自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指します。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

総合5か年計画は、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」ことも政策の柱の一つに据えており、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、文化芸術の力の様々な領域への拡大に取り組んでまいります。

(文化芸術の力の様々な領域への拡大)

障がい者の芸術文化活動の普及支援についてでございます。

令和4年度に長野県障がい者芸術文化活動支援センターを設置し、障がい者が芸術文化活動を通じて生きがいや楽しさを感じられるよう支援してまいりました。

事業所等への相談支援、展覧会の開催による発表機会の確保や、各種研修会・ワークショップ等により支援人材の育成に取り組むとともに、昨年12月に開始した障がい者が創作したアート作品のレンタル事業を通じて、障がいへの理解促進と障がい者との交流の拡大を図ってまいります。

また、新たな取組として、特別支援学校等へアーティストを派遣し、子ども達のアート活動を支援するなど、障がい者が芸術文化活動に参加できる環境づくりを推進してまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

次に、総合5か年計画の柱の一つである、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」では、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こと、「年齢、性

別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げています。

これを踏まえ、健康福祉部では、妊娠・出産の安心向上、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

(妊娠・出産の安心向上)

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

住んでいる地域で妊娠・出産の希望を実現し、安心して出産・子育てができるためには、多様化するニーズに応じた、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の構築が必要です。

このため、「信州母子保健推進センター」において、市町村の母子保健事業の推進に向けた人材育成や情報発信等を行い、母子保健事業の質の向上や、地域格差の是正に取り組んでまいります。

また、多様化する母子保健ニーズに対応するため、不妊治療のうち保険診療と併用可能な先進医療に要する費用への助成額を拡充するほか、新たに疾患や治療等により卵巣機能低下が認められる女性への卵子凍結等への助成を実施し、経済的支援を行ってまいります。

さらに、妊産婦のメンタルヘルス支援のため、新たに拠点病院を中心とした県内の医療機関や市町村等県内関係機関のネットワーク体制の整備に取り組んでまいります。

(困難を抱える子ども・若者や家庭の支援)

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

生活保護世帯の子どもは、一般の世帯と比べ、依然、大学等への進学率が大幅

に低い状況にあります。その要因としては、経済的負担への不安のほか、進学に必要な学習環境や学習の機会を得られていないことが考えられることから、市福祉事務所とも連携し、ケースワーカーを通じた経済的支援の情報提供や、進路についての相談・助言を行うとともに、高校等の卒業年度及びその前年度における学習塾費用などを助成することにより、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援いたします。

(障がい者共生社会の実現)

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（長野県障がい者共生条例）」の基本理念や障がいの「社会モデル」の考え方のさらなる普及を目指し、イベントでの啓発や出前講座の実施、積極的に優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大を図ってまいります。

また、障がい者の農業分野での就労を促進し働く場の拡大や工賃向上を図るとともに、農業分野の担い手不足を緩和・解消するため、専任のコーディネーターを配置することに加え、新たに農家を対象とした現場見学会を開催するなどにより農福連携の取組を強化してまいります。

高次脳機能障害支援につきましては、障がい特性の理解や各地域での支援体制の構築が進んでいないこと等により、拠点病院の患者以外の潜在的な高次脳機能障害のある方の把握や本人及びそのご家族等への支援の不足が課題となっていることから、新たに「高次脳機能障害支援コーディネーター」を配置し、関係機関による連携会議を発足し、地域における支援体制づくりを推進するとともに、障がい特性への理解促進や支援者の養成研修等を通じて、高次脳機能障害

のある方への総合的な支援体制の強化を図ってまいります。

総合リハビリテーションセンターの整備につきましては、現地整備における地盤や浸水対策等を総合的に検討する中で、より条件の整った近隣の県営住宅跡地へ病院と障害者施設の一体的移転を前提に、敷地調査を実施いたします。

(生活困窮者等の援護を要する人々の支援)

次に、生活困窮者等の援護を要する人々の支援についてでございます。

継続する物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、「生活就労支援センター（まいさぼ）」を中心に、家計改善や就労支援など、自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

また、「ガソリン緊急支援センター（仮称）」において世帯年収 200 万円未満又は住民税非課税世帯の方に対するいわゆるガソリン券の配布、「長野県フードサポートセンター」における食料支援、「生活就労支援センター（まいさぼ）」におけるトイレットペーパー、LED電球、灯油等の生活必需品を支援するなど、生活にお困りの方のニーズに寄り添った支援を行ってまいります。

(シニア世代の社会参加の促進)

人生 100 年時代を迎え、人口減少が進む中、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、社会活動や就業など、様々なステージでより一層活躍できる社会の実現が望まれています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心として、地域課題に関する相談支援や、活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発や広報の強化などを通じ、シニア世代が存分に活躍できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、長野県シニア大学において、新たな知識・教養の習得、趣味活動等を通じた交流、地域活動に必要なノウハウの学びと実践を支援し、地域で活躍できる

人材の育成に努めてまいります。

以上、令和7年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和7年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給について218万円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案4件でございます。

「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案」は、栄養士法の一部改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士となることが可能となったことに伴い、関係条例中の栄養士に関する用語の整理を行うものです。

「民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案」は、民生委員の一斉改選に当たり、地域の実情を踏まえ、市町村ごとの委員の定数を改定するものです。

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行により、知事による輸出証明書の発行等の事務が定められたことに伴い、手数料の額を定めるもの、及び諸経費の増大に伴い、医薬品販売業の許可等に係る手数料の額を改定するものです。

「長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案」は、諸経費の増加に伴い、診断書及び諸証明書の発行手数料の額を改定するものです。

事件案は、地方独立行政法人長野県立病院機構第4期中期計画の認可についてでございます。

このほか、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告1件であります。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。